



県章

# 令和8年度 社会人経験者を対象とした 沖縄県職員採用選考試験案内

令和8年4月24日  
沖縄県人事委員会

申込受付期間	令和8年4月24日(金)から5月15日(金)まで
第1次試験日	令和8年7月12日(日)
第1次試験地	本島中南部
第1次試験時の留意事項	受験の際には、 <b>面接カード</b> を必ず持参してください。 ※ 面接カードについては、5ページを参照ください。

## 令和8年度試験のポイント

- 民間企業等や公的機関における職務経験を有する方々を対象とした試験です。
- 今回の募集職種は、心理、社会福祉、土木、建築、農業土木の5職種です。
- 職務経験の確認のため、申込みの際に必ず「職務経歴確認書」を提出してください。
- 第1次試験の教養試験は、基礎能力検査(SCOA)を実施しますので、公務員試験対策は不要です。
- 4月に実施した上級(特別枠)試験及び6月に実施する上級試験との併願はできません。両方に申し込みがあった場合は、先に申請を行った試験のみを有効としますのでご注意ください。

## 1 試験区分、採用予定数及び職務内容

受験申込みは、次の試験区分のうち一つに限ります。

試験区分	採用予定数	職務内容	主な配属先
心理	若干名	児童相談所等において、診断面接、心理検査、観察等によって心理診断、心理治療、カウンセリング、助言指導等の業務に従事します。	本庁こども未来部・生活福祉部、児童相談所、身体障害者相談所、総合精神保健福祉センター等
社会福祉	若干名	福祉政策、児童に関する相談・指導、児童施設での生活指導(交替制勤務)、障害者や高齢者等に関する相談や自立支援等の業務に従事します。	本庁こども未来部・生活福祉部、児童相談所、若夏学院、福祉事務所、総合精神保健福祉センター等
土木	5名程度	道路、河川、港湾、海岸、空港、上下水道等の様々な社会基盤整備に関する企画・設計・施工監理等の業務に従事します。	本庁土木建築部、土木事務所、企業局等
建築	若干名	建築物の確認・許可、県営住宅の計画・建設・管理、住宅行政に関する企画立案、県有建築物の企画・設計、工事監理、維持管理、建築指導等の業務に従事します。	本庁土木建築部、土木事務所等
農業土木	若干名	ほ場やかんがい施設、農業道路整備に関する企画・設計・施工監理等、主に農業に関するインフラ整備に従事します。	本庁農林水産部、農林水産振興センター、農林土木事務所等

注1 採用予定数については、変更になる場合があります。

2 上記の「若干名」については、採用予定数が1名から4名までの場合に用いています。

3 4月に実施した上級(特別枠)試験及び6月に実施する上級試験との併願はできません。両方に申し込みがあった場合は、先に申請を行った試験のみを有効としますのでご注意ください。

## 問合せ先・受験申込先

### 沖縄県人事委員会事務局総務課

〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号(沖縄県三重城合同庁舎8階) 電話: 098-866-2545

台風等による試験日程の変更その他緊急連絡は、沖縄県人事委員会事務局ホームページ「沖縄県職員採用試験のお知らせ」に掲載します。

インターネット(スマートフォン利用可)での受験申込みも、沖縄県人事委員会事務局ホームページから行うことができます。

沖縄県職員採用試験 **検索**

人事委員会HP



## 2 受験資格

各試験区分において、次の(1)～(5)の要件を全て満たす者が受験できます。

試験区分	要件	
	(1)	(2)
心理	昭和39年4月2日以降に生まれた者	<p>学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（※）で、民間企業等又は公的機関における心理関係の職務経験年数が平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間（直近15年間）に、通算9年以上有するもの（令和8年3月31日現在）</p> <p>（※）「心理学を専修する学科又はこれに相当する課程」とは、次のいずれかに該当する学科等をいう。</p> <p>1 心理学科、教育心理学科、社会心理学科など学科名に「心理学」を冠した学科</p> <p>2 心理学専攻、心理学士専攻、心理学コースなど明らかに心理学を中心に履修したと判断できる専攻分野</p>
社会福祉		<p>次の1及び2のいずれにも該当する者</p> <p>1 民間企業等又は公的機関における社会福祉関係の職務経験年数が平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間（直近15年間）に、通算9年以上（学歴区分が中学卒の場合は12年以上）有するもの（令和8年3月31日現在）</p> <p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者</p> <p>(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者</p>
土木		<p>民間企業等又は公的機関における土木関係の職務経験年数が平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間（直近15年間）に、通算9年以上（学歴区分が中学卒の場合は12年以上）有するもの（令和8年3月31日現在）</p>
建築		<p>民間企業等又は公的機関における建築関係の職務経験年数が平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間（直近15年間）に、通算9年以上（学歴区分が中学卒の場合は12年以上）有するもの（令和8年3月31日現在）</p>
農業土木		<p>民間企業等又は公的機関における農業土木関係の職務経験年数が平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間（直近15年間）に、通算9年以上（学歴区分が中学卒の場合は12年以上）有するもの（令和8年3月31日現在）</p>

(3) 申込日時点において、沖縄県職員、沖縄県企業局職員又は沖縄県病院事業局職員（いずれも任期の定めのない常勤職員に限る。）でない者

(4) 過去に沖縄県を退職している者（任期の定めのない常勤職員に限る。）でないこと。

(5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本の国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることにはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

**【注】 申込み及び職務経験年数について**

- 1 受験の申込みは、上記の試験区分のうち、いずれか一つに限ります。また、申込申請受理後の試験区分の変更は認めません。
- 2 「職務経験」とは、会社員、公務員、自営業者（勤務内容や勤務時間等が証明できるものに限る。）等として、週28時間以上の勤務を3年以上継続して就業していた期間が該当し、職務経験が複数ある場合は通算することができます。ただし、以下の点に注意してください。
  - (1) 休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休暇等）で実際に業務に従事しなかった期間が1カ月以上ある場合は、その期間を職務経験の期間から除外します。（ただし、産前産後休暇期間は通算可。）
  - (2) 同一期間内に複数の職務に従事した場合、職歴は1つのみ職務経験年数に通算が可能です。
- 3 職務経験の具体的な内容等について、個別の質問にはお答えできません。申請いただいた職務経験の内容等が要件に合致しない場合又は内容に疑義等がある場合は、受験申込受付後に沖縄県人事委員会事務局から受験者にご連絡します。
- 4 最終合格発表後、合格者には職歴証明書等を提出していただきますので、提出可能かどうかあらかじめご確認ください。要件を満たす職歴証明書等の提出ができない場合や、受験資格を満たさないことが判明した場合又は受験申込時の記載事項に虚偽があった場合は、合格を取り消します。
- 5 「学歴区分が中学卒の場合」とは、原則として本人の有する最も新しい学歴免許等の資格が次のいずれかに該当する場合を指します。
  - (1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了
  - (2) 上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格

**(参考) 具体的な職務経験の例**

試験区分	該当する職務経験の例
心理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体等での心理職としての業務</li> <li>・ 児童相談所、児童福祉施設、障害者（児）福祉施設、医療機関等における心理判定業務、相談業務、助言指導業務等</li> </ul>
社会福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体等での社会福祉職としての業務</li> <li>・ 児童相談所、児童福祉施設、障害者（児）福祉施設、医療機関、介護施設、教育機関等における相談・援助、自立支援、生活支援業務等</li> </ul>
土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体等での土木職としての業務</li> <li>・ 建設会社、設計コンサルタント等における道路、橋梁、河川、港湾、海岸、空港、公園、上下水道、都市計画等の分野に係る工事の計画、調査、設計、施工管理業務（計画・管理業務に関わりのない土木作業現場における重機操縦、資材運搬、組立作業等は除く。）</li> </ul>
建築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体等での建築職としての業務</li> <li>・ 建築物の設計、工事管理、施工管理、建築確認、検査に関する業務（計画、管理業務に関わりのない現場作業、営業販売等は除く。）</li> <li>・ 建築事務所、コンサルタント等が行う建築行政、住宅行政または都市計画行政に関する業務</li> </ul>
農業土木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国、地方公共団体等での農業土木職としての業務</li> <li>・ 民間企業等における、ほ場、かんがい排水施設、農道、漁港・漁場等の整備又はこれら施設の保全・管理に関する調査、計画、設計、積算、施工管理に関する業務（計画、管理業務に関わりのない現場作業は除く。）</li> </ul>

### 3 試験の日時及び場所

試験	日時	試験予定地
第1次試験	7月12日(日) 9時00分から15時30分まで	本島中南部
第2次試験	8月下旬から9月上旬頃を予定していますが、試験の日時、試験会場等については、第1次試験合格発表後に人事委員会事務局ホームページでお知らせします。	

注1 試験会場については、受験申込み後に沖縄県人事委員会が交付する受験票で確認してください。

- 2 試験会場へは公共交通機関等を利用し、自家用車、オートバイ等の乗入れ又は会場周辺での無断駐車(送迎車を含む。)はおやめください。無断駐車が判明した場合は、試験会場から退場していただく場合があります。
- 3 試験会場(敷地内を含む。)は、全て禁煙です。また、ゴミは試験会場に捨てずに各自持ち帰ってください。

### 4 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験合格者について行います。

	試験種目 (配点)	内容
第1次試験	教養試験 SCOA (100)	一般的知識及び能力等(別表1参照)についての択一式(120問)による筆記試験を行います。(1時間)
	専門試験 (100)	各試験区分に必要な専門的知識、能力等(別表1参照)についての記述式(6問)による <b>大学卒業程度</b> の筆記試験を行います。(1時間30分)
	適性検査	適性検査の結果については、個別面接の参考とします。
第2次試験	個別面接 (180)	主として人物について個別面接による試験を行います。
	資格等に係る 加点 (20)	別表2に掲げる資格等を有する場合には、一定点を加点する。

#### 〈別表1〉

	試験区分	出題分野
教養試験	全試験区分	文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語
	心理	心理学基礎論、教育心理学、臨床心理学、社会心理学、発達心理学、認知心理学、心理統計法等
専門試験	社会福祉	医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム、社会福祉の原理と政策、社会保障、権利擁護を支える法制度、地域福祉と包括的支援体制、障害者福祉、刑事司法と福祉、ソーシャルワークの基盤と専門職、ソーシャルワークの理論と方法、社会福祉調査の基礎、高齢者福祉、児童・家庭福祉、貧困に対する支援、保健医療と福祉、福祉サービスの組織と経営等
	土木	構造力学、水理学、土質工学、土木材料、測量、都市計画、土木計画、衛生工学、土木施工、土木設計、交通・道路工学、橋梁工学等
	建築	構造力学、建築構造、建築材料、建築施工、建築設備、建築法規、建築計画、都市計画、建築史、環境工学等
	農業土木	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等

- 注1 第1次試験の教養試験はマークシート方式、専門試験は記述式で行います。筆記具（鉛筆、消しゴム）を持参してください。また、適性検査で使用するのので、黒のボールペンを持参してください。
- 2 第1次試験受験の際は、机の上には筆記具及び時計（スマートフォン、スマートウォッチ等不可）のみ置くようにしてください。また、試験会場の冷房による温度変化に対応できる服装で受験してください。
- 3 第1次試験における合否判定に当たっては、教養試験及び専門試験の得点は標準点に換算した上で合否を決定します。
- 4 教養試験、専門試験及び個別面接には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない場合は、不合格となります。
- 5 所定の試験種目を全て受験した場合に有効に受験したものとし、棄権した試験種目が1つでもある場合は、他の試験種目についても採点を行いません。
- 6 第1次試験（専門試験）の問題例題については、沖縄県人事委員会事務局ホームページ又は沖縄県行政情報センター（県庁行政棟2階）で閲覧できます。

〈別表2〉

試験区分	資格内容
心理	① 公認心理師法第4条に規定する公認心理師 ② 精神保健福祉士法第4条に規定する精神保健福祉士 ③ 社会福祉士及び介護福祉士法第4条に規定する社会福祉士
社会福祉	① 社会福祉士及び介護福祉士法第4条に規定する社会福祉士 ② 精神保健福祉士法第4条に規定する精神保健福祉士 ③ 公認心理師法第4条に規定する公認心理師
土木	① 建設業法第27条第1項に規定する土木施工管理技士（2級以上） ② 技術士法第4条第3項に規定する技術士又は同条第2項に規定する技術士補【建設部門】
建築	① 建築士法第2条第2項に規定する1級建築士又は同条第3項に規定する2級建築士 ② 建設業法第27条第1項に規定する建築施工管理技士（2級以上）
農業土木	① 建設業法第27条第1項に規定する土木施工管理技士（2級以上） ② 技術士法第4条第3項に規定する技術士または同条第2項に規定する技術士補【建設部門、農業部門（農業農村工学に限る。）】

注1 資格等については、第1次試験合格発表日までにこれらを取得済み、かつ、証明書類等の原本によりこれらを証明できるものに限りま。

2 複数の資格等を有している場合でも加点は20点とします。

5 職務経歴確認書について

- (1) 民間企業等における職務経歴内容等について所定の様式に記載し、受験申込時に電子申請システムから提出してください。  
※提出が確認できなかった場合は、受験申込みを受け付けません。
- (2) 職務経歴確認書の様式は、沖縄県人事委員会事務局ホームページ ([https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji\\_i/8481.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html)) からダウンロードしてください。
- (3) 提出する際は、エクセルファイルのまま申込データに添付してください。（形式等を変更しないこと。）

6 面接カードについて

- (1) 第1次試験日（7月12日（日））の試験会場に面接カードを持参し、提出してください。  
※提出が確認できなかった場合は、第2次試験を辞退したものとみなします。
- (2) 面接カードの書式は、沖縄県人事委員会事務局ホームページ ([https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji\\_i/8481.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html)) からダウンロードし、A3サイズに印刷の上、必要事項を記入して持参ください。

7 資格等を証明する書類について

証明書類の提出方法等は、第1次試験合格者発表時にお知らせします。

## 8 合格者の発表

	発表日	方法
第1次試験合格者	7月下旬～ 8月上旬予定	沖縄県人事委員会事務局ホームページ（アドレスは5ページを参照）に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局（沖縄県三重城合同庁舎8階）で掲載します。なお、第1次試験合格者については、郵送による通知は行いません。また、最終合格者には、後日、郵送により通知します。
最終合格者	9月上旬～ 中旬予定	

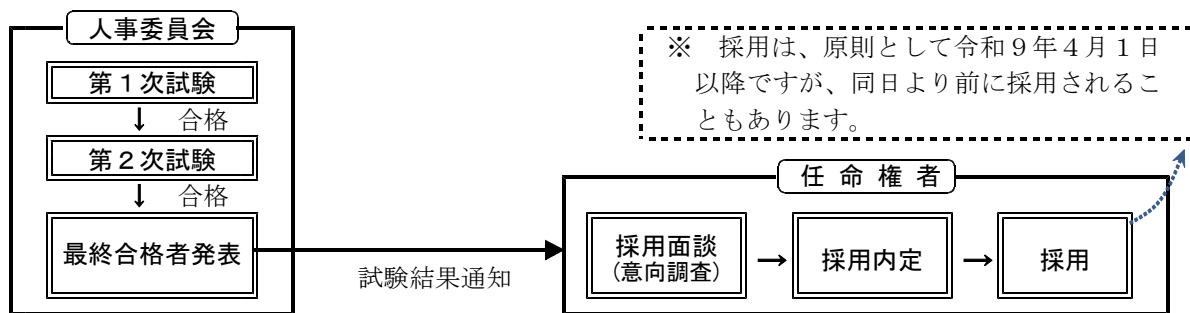
## 9 試験結果の提供

試験の結果については、口頭による情報提供依頼を行うことができます。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参の上、開庁日の9時から17時15分まで（12時から13時までの間を除く。）の間に、沖縄県人事委員会事務局総務課（沖縄県三重城合同庁舎8階）までお越しください。なお、電話、メール等による提供依頼には応じられません。

提供する内容	提供依頼できる人	情報提供期間
第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位	第1次試験合格者	最終合格発表日から令和9年3月31日まで
	第1次試験不合格者	第1次試験合格発表日から令和9年3月31日まで
第2次試験の試験種目別得点並びに総合得点及び総合順位	第2次試験受験者	最終合格発表日から令和9年3月31日まで

## 10 受験から採用まで

- (1) 沖縄県人事委員会は、任命権者に最終合格者を通知し、これに基づいて任命権者が採用者を決定します。なお、受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、在職期間の証明ができない場合や申込記載事項に虚偽又は不正等があることが判明した場合も、合格を取り消すことがあります。



- (2) 任命権者とは、知事部及び企業局を指します。  
 (3) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用辞退者等の見込数を考慮して決定します。したがって、採用辞退者数等の状況によっては、最終合格しても採用されない場合があります。  
 (4) 令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、こどもと接する業務の従事者については、次のとおり取扱います。

### ア 心理及び社会福祉を受験する人

採用までの間に、任命権者において書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認し、その結果、該当者であることが判明した場合は、採用しないことがあります。

### イ 心理及び社会福祉以外を受験する人

採用までの間に、任命権者において書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認し、その結果、該当者であることが判明した場合は、こどもと接する業務に従事することができません。

※ 「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

- (5) 初任給は、採用される方の経歴等を勘案の上決定されます。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。  
 なお、採用後の職は、「主任級」又は「主査級」で予定しています。

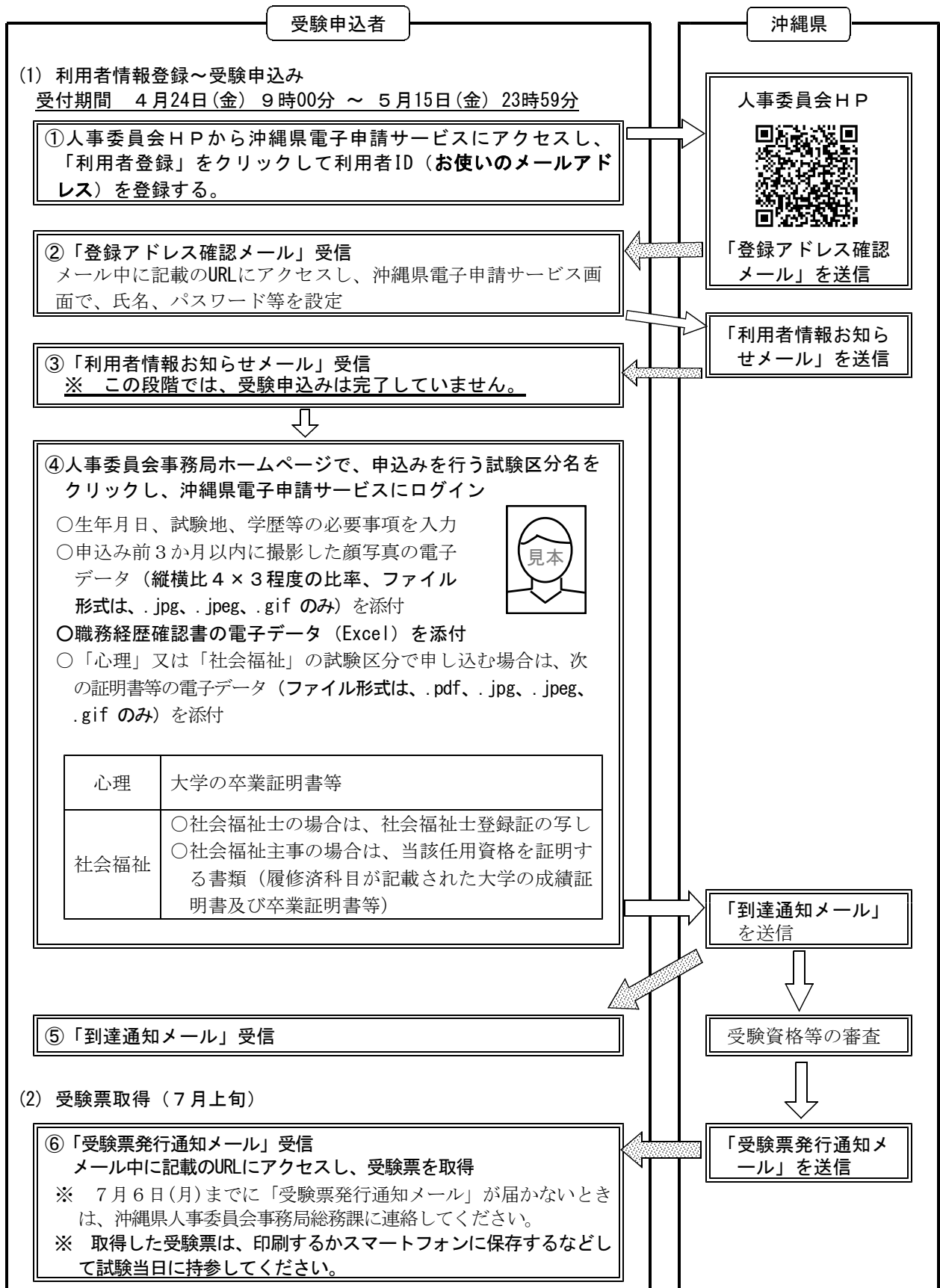
## 11 個人情報の取扱い

本試験の実施に際して収集した個人情報は、次の目的に利用します。

- 試験の実施に関する事務
- 受験者台帳及び採用候補者名簿の作成（受験者及び合格者に係るデータベースの作成含む。）
- 試験に関する連絡及び情報提供（試験結果の提供を含む。）
- 任命権者（知事部・企業局等）による採用に関する事務（業務紹介や説明会等の案内を含む。）

## 12 受験手続（インターネットによる申込み ※スマートフォン利用可）

沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、ホームページに掲載している「電子申請の操作手順」に従って、受験申込みを行ってください。なお、車椅子での受験など配慮を必要とする方は、申込み前に必ず沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡してください。



- 注1 申込み後は、申込みをした試験区分の変更は認めません。  
 注2 申込内容等に不正があると、不合格になることがあります。  
 注3 予期せぬシステムトラブルについての責任は一切負いません。  
 注4 インターネットでの申込みができない方は、人事委員会事務局総務課までお問い合わせください。